

## 会員規約の一部改定について

(改定日： 2023/10/1 )

### 1. 適用開始日

2023/10/1

### 2. 改定対象

- ・ローズカード JCB 会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 49 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・プラチナローズカード JCB 会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 49 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・プラチナローズカード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 47 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・コープいよてつ JCB カード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 49 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・いよてつカード Spica(すびか) JCB 会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 49 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・いよてつカード Spica corporate JCB 会員規約  
第 35 条 (合意管轄裁判所)
- ・いよてつカード Spica (すびか) 会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・わいわいカード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・スペースイメージ会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・ウフカード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・アトランティックカード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・1118 カード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)
- ・HANA カード会員規約  
第 39 条 (合意管轄裁判所)、第 48 条第 1 項第 2 号 (支払停止の抗弁)

## 3. 改定内容

(合意管轄裁判所)

改定前	改定後
本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、第一審の専属的合意管轄裁判所は松山地方裁判所とします。	本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、 <b>会員の住所地、購入地又は当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するもの</b> とします。

(支払停止の抗弁)

改定前	改定後
<p>1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの分割支払金の支払いを停止することができます。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移転、またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>(2) 商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。</p> <p>(3) その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>	<p>1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの分割支払金の支払いを停止することができます。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移転、またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>(2) <b>商品・権利・サービスに契約の内容に適合しない場合があること。</b></p> <p>(3) その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>